



# 熊本県公報

号外 第 1 8 号  
平成 31 年(2019 年)  
3 月 29 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1

## 規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 3 6 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県税条例施行規則(昭和 3 0 年熊本県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。  
第 1 条の 2 第 4 号中「6 の項及び 7 の項」を「7 の項及び 8 の項」に改める。  
別記第 3 号の 4 様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 3 号の 4 の 2 様式(第 2 条関係)

## 自動車税納税通知書(一括納税用)

年 月 日

様

熊本県自動車税事務所長

次のとおり課税しましたので、下記を参照のうえ、納期限までに納めてください。

調定年度	年度
合計税額	円
登録番号	別添内訳書のとおり
自動車ごとの税額	別添内訳書のとおり
納期限	年 月 日

## 記

## 1 納付の場所

## 2 賦課の理由

自動車税は、自動車に対し、自動車の主たる定置場がある都道府県がその所有者に課する税です。

あなたは、地方税法第 1 4 8 条及び熊本県税条例第 1 0 2 条に規定する賦課期日(4 月 1 日)現在、別添内訳書に記載した登録番号の自動車の所有者であると認められることから、地方税法第 1 4 5 条及び熊本県税条例第 9 9 条の規定により自動車税を課税しました。

なお、自動車税の税率は、自動車の種別、排気量、積載量、乗車定員などに基づき熊本県税条例第 1 0 1 条に定められています。

## 3 延滞金

納期限までに完納されない場合は、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

## 4 滞納処分

納期限までに完納されない場合は、地方税法第 1 6 5 条及び第 1 6 7 条の規定により督促及び滞納処分を実施することになります。

## 5 自動車税の脱税に関する罪

偽りその他不正の行為によって自動車税の全部又は一部を免れた者は、5 年以下の懲役若しくは 1 0 0 万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。

## 6 教示

(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することができなくなります。

なお、審査請求書(2 通)は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出することができます。

(2) 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 3 号の 4 の 2 様式の付表

自動車税（一括納税用）内訳書

納 税 義 務 者	氏 名 (名 称)			
	住 所 (所在地)			
	登録番号	税 額	登録番号	税 額
		円		円
小 計			円	

合計件数	件	合計税額	円
------	---	------	---

別記第 4 2 号様式を次のように改める。

別記第 4 2 号様式 (第 3 1 条、第 3 4 条関係)

自動車取得税 自動車税 減免申請書																					
熊本県知事 様	年 月 日																				
申請者 (納税義務者)	住所 氏名 印 (氏名を自署する場合は、押印は不要です。) 個人番号																				
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>																				
	電話 — —																				
熊本県税条例 第 9 1 条第 1 項 第 1 0 9 条第 1 項 の規定により次のとおり 自動車取得税 自動車税 の減免を申請します。																					

自動車	登録(車両)番号 熊本・熊	車検有効期限満了日 年 月 日
-----	------------------	--------------------

障害者	氏名 (□申請者に同じ)	生年月日 年 月 日	本人の運転状況 □運転する □運転しない
	住所 (□申請者に同じ)		
	(現況 □在宅 □施設入所)		
	手帳の種類 □身体障害者手帳 □戦傷病者手帳 □療育手帳 □精神保健福祉手帳 交付年月日 年 月 日 (再交付年月日 年 月 日)		
	障害の区分	障害の等級(程度)	障害名

運転者	氏名 (□申請者に同じ)	住所 (□申請者に同じ)
	障害者の方以外の場合、以下を記入してください。 ・障害者の方との関係 □生計を一にする者 □常時介護する者 ・自動車の使用目的 □通院 □通学 □通所 □生業 □その他 ( )	

既に減免を受けている自動車	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (□自動車 □軽自動車) (熊本・熊) ⇒ <input type="checkbox"/> 抹消 □移転 ( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
---------------	--

- (注) 1 生計を一にする者が運転する場合には、自動車の使用目的により次の書類を添付してください。  
 (1) 「通学、通院、通所」 校長、院長又は所長の通学証明書、通院証明書又は通所証明書  
 (2) 「生業」 市町村長の所得証明書・源泉徴収票等  
 2 常時介護する者が運転する場合には、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書を添付してください。  
 3 該当する項目の□にチェックしてください。

※以下の欄は記入不要です。

				受付担当者		
職員記入欄	受付区分	種別	税目	課税標準額・税率等	減免額	
	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 仮受付 <input type="checkbox"/> 随時 ・登録 ( . . . ) ・移転、抹消 ( . . . ) ・申請 ( . . . )	<input type="checkbox"/> 21本人 <input type="checkbox"/> 24精神 <input type="checkbox"/> 22家族 <input type="checkbox"/> 33常時介護 区 分	自動車取得税	控除 ( ) 万円 千円×税率 %	□全免 □免点以下 円	
		<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 新車新規 <input type="checkbox"/> 中古新規 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 本人転入	自動車税	□来年度～ ( ) 円 □軽自動車	(□軽課 □重課) 円	

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県税条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。